

長浜市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第8号

長浜市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(長浜市職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する規則（平成18年長浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第54条第1項第1号中「100分の115以上100分の315以下」を「6月に支給する場合には100分の115以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の117.5以上100分の315以下」に改め、同項第2号中「100分の110以上100分の115未満」を「6月に支給する場合には100分の110以上100分の115未満、12月に支給する場合には100分の112.5以上100分の117.5未満」に改め、同項第3号中「100分の101.5」を「6月に支給する場合には100分の101.5、12月に支給する場合には100分の104」に改め、同項第4号中「100分の93以下」を「6月に支給する場合には100分の93以下、12月に支給する場合には100分の95.5以下」に改める。

第54条の2第1項第1号中「100分の51.75以上」を「6月に支給する場合には100分の51.75以上、12月に支給する場合には100分の54.25以上」に改め、同項第2号中「100分の48.25」を「6月に支給する場合には100分の48.25、12月に支給する場合には100分の50.75」に改め、同項第3号中「100分の46.25以下」を「6月に支給する場合には100分の46.25以下、12月に支給する場合には100分の48.75以下」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員			3項職員
	1種	2種	3種	
	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	52,100
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	52,100
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	52,100
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	52,100
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	52,100
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	52,100
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	50,300
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	48,500
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	46,700
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	44,900
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	43,100
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	41,300
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	39,500

13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	37,700
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	36,300
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	34,900
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	33,500
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	32,100
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	30,700
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	29,300
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	27,900
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	27,300
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	26,700
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	25,700
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	25,100
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	24,500
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	23,900
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	23,300
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	22,500
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	22,200
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	21,800
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	21,200
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	20,300
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	19,400
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	18,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の3各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第5条第1項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第5条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

(長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長浜市規則第212号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「「100分の105」と」の次に「、「100分の104」とあるのは「100分の107.5」と」を、「「100分の96以下」と」の次に「、「100分の95.5以下」とあるのは「100分の98.5以下」と」を加える。

(長浜市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第3条 長浜市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年長浜市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

技能労務職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	1	182,300	225,600	291,600	319,000
	2	183,400	227,200	292,300	320,300
	3	184,600	228,800	293,000	321,600
	4	185,700	230,400	293,500	322,800
	5	186,800	232,000	294,100	323,700
	6	187,900	233,700	294,700	324,900
	7	189,100	235,000	295,300	326,100
	8	190,200	236,300	295,800	327,200
	9	191,300	237,600	296,300	328,200
	10	192,400	238,700	296,900	329,200
	11	193,600	239,800	297,500	330,300
	12	194,700	240,900	297,900	331,400
	13	195,800	242,000	298,300	332,400
	14	196,900	242,900	298,800	333,400
	15	198,100	243,800	299,200	334,500
	16	199,200	244,800	299,500	335,600
	17	200,300	247,500	299,900	336,600
	18	202,000	248,900	300,300	337,700
	19	203,600	250,300	300,700	338,800
	20	205,200	251,700	301,000	339,800
	21	206,700	253,100	301,300	340,800
	22	208,400	254,300	301,700	341,800
	23	210,000	255,600	302,100	342,700
	24	211,600	256,900	302,400	343,700
	25	213,100	258,100	302,700	344,700
	26	214,800	259,300	303,100	345,600
	27	216,500	260,500	303,400	346,600
	28	218,200	261,700	303,800	347,600
	29	219,400	262,800	304,100	348,600
	30	221,000	263,900	304,600	349,600
	31	222,600	265,000	305,000	350,600

32	224, 100	266, 100	305, 500	351, 500
33	225, 600	267, 000	306, 000	352, 400
34	227, 200	268, 000	306, 400	353, 300
35	228, 800	269, 000	306, 900	354, 100
36	230, 400	270, 000	307, 400	355, 000
37	232, 000	271, 000	307, 900	355, 900
38	233, 700	271, 900	308, 500	356, 900
39	235, 000	272, 700	309, 100	357, 900
40	236, 300	273, 600	309, 800	358, 800
41	237, 600	274, 400	310, 300	359, 700
42	238, 700	275, 200	310, 800	360, 600
43	239, 800	276, 000	311, 400	361, 500
44	240, 900	276, 700	311, 900	362, 300
45	242, 000	277, 400	312, 400	363, 100
46	242, 900	278, 200	312, 900	363, 900
47	243, 800	279, 000	313, 500	364, 700
48	244, 800	279, 600	314, 100	365, 400
49	245, 800	282, 400	314, 700	366, 100
50	246, 700	283, 100	315, 400	366, 900
51	247, 600	283, 800	316, 100	367, 700
52	248, 400	284, 400	316, 800	368, 300
53	249, 200	285, 000	317, 400	369, 000
54	249, 900	285, 700	318, 100	369, 600
55	250, 500	286, 300	318, 700	370, 300
56	251, 100	286, 800	319, 300	371, 000
57	251, 800	287, 200	319, 900	371, 600
58	252, 400	287, 700	320, 600	372, 100
59	253, 000	288, 100	321, 300	372, 600
60	253, 600	288, 500	321, 900	373, 100
61	254, 100	289, 000	322, 400	373, 500
62	254, 700	289, 500	322, 900	
63	255, 300	290, 000	323, 500	
64	255, 800	290, 300	324, 100	
65	256, 200	290, 700	324, 700	
66	256, 600	291, 100	325, 100	
67	256, 900	291, 500	325, 500	
68	257, 200	292, 000	326, 000	
69	257, 500	292, 300	326, 300	
70	257, 800	292, 700	326, 800	
71	258, 100	293, 200	327, 300	

72	258,400	293,700	327,700
73	258,700	294,100	327,900
74	259,000	294,700	328,200
75	259,300	295,200	328,400
76	259,600	295,800	328,700
77	259,900	296,400	329,000
78	260,200	296,900	329,300
79	260,500	297,500	329,600
80	260,800	298,000	329,800
81	261,100	298,500	330,000
82	261,400	299,000	330,300
83	261,700	299,500	330,600
84	262,000	300,000	330,800
85	262,300	300,400	331,000
86	262,600	300,800	331,200
87	262,900	301,200	331,500
88	263,200	301,600	331,800
89	263,500	302,000	332,000
90	263,800	302,300	332,300
91	264,100	302,700	332,600
92	264,400	303,100	332,800
93	264,700	303,500	333,000
94	265,000	303,900	333,300
95	265,300	304,300	333,600
96	265,600	304,700	333,800
97	265,900	305,000	334,000
98	266,200	305,500	334,300
99	266,500	305,900	334,600
100	266,800	306,400	334,800
101	267,100	306,700	335,000
102	267,400	307,200	335,300
103	267,700	307,700	335,600
104	268,000	308,000	335,800
105	268,300	308,400	336,000
106	268,600	308,900	336,300
107	268,900	309,400	336,600
108	269,200	309,900	336,800
109	269,500	310,200	337,000
110	269,800	310,600	337,300
111	270,100	311,000	337,600

	112	270,400	311,500	337,800	
	113	270,700	311,900	338,000	
	114	271,000	312,300		
	115	271,300	312,600		
	116	271,600	312,900		
	117	271,900	313,200		
	118	272,200	313,600		
	119	272,500	313,900		
	120	272,800	314,300		
	121	273,100	314,600		
	122	273,400	315,000		
	123	273,700	315,400		
	124	274,000	315,600		
	125	274,300	315,800		
	126	274,600	316,100		
	127	274,900	316,400		
	128	275,200	316,600		
	129	275,500	316,800		
	130	275,800	317,100		
	131	276,100	317,400		
	132	276,400	317,600		
	133	276,700	317,800		
	134		318,100		
	135		318,400		
	136		318,600		
	137		318,800		
	138		319,100		
	139		319,400		
	140		319,600		
	141		319,800		
	142		320,100		
	143		320,400		
	144		320,600		
	145		320,800		
定年前再任用短 時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		200,300	227,800		

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条による改正後の長浜市職員の給与に関する規則（次項において「第1条による改正後の給与規則」という。）、第2条による改正後の長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（次項において「第2条による改正後の給与規則」という。）及び第3条による改正後の長浜市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（次項において「第3条による改正後の技能労務職員の給与規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 第1条による改正後の給与規則、第2条による改正後の給与規則及び第3条による改正後の技能労務職員の給与規則の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の長浜市職員の給与に関する規則、第2条の規定による改正前の長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則及び第3条の規定による改正前の長浜市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条による改正後の給与規則、第2条による改正後の給与規則及び第3条による改正後の技能労務職員の給与規則の規定による給与の内払とみなす。